

速報！さくらユウワ通信

2月9日より第15回公募が開始！「小規模事業者持続化補助金」

小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取り組みや、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

対象者

下記に該当する法人、個人事業主、特定非営利活動法人(※1)が対象です。

ただし、医療法人、社会福祉法人等は対象外となります。

(※1)特定非営利活動法人に関しては、収益事業を行っており、認定特定非営利活動法人でないことが要件となります。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含みません。

概要

類型	補助率	補助上限	インボイス特例(※2)
通常枠	2/3	50万円	50万円
賃金引上げ枠	2/3(赤字事業者は3/4)	200万円	
卒業枠、後継者支援枠、創業枠	2/3	200万円	

(※2)インボイス特例の要件

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、または免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。

対象の経費

機器装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出店費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託外注費

※申請の際に策定する「経営計画」に基づく経費が本事業の対象となります。

また、交付決定日前に行われた発注・契約・支出等を実施したものは補助対象外となります。

申請手続き

○申請受付開始: 2024年2月9日

○申請受付締切: 2024年3月14日(木)17:00

○商工会・商工会議所への事業支援計画書発行依頼期限:2024年3月7日(木)

※受付時に、申請書、経営計画書、補助事業計画書等の提出が必要です。

※事業支援計画書の発行に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってお手続きください。

○申請は、原則電子申請システムとなります。

電子申請には「G Biz ID プライム」もしくは「G Biz ID メンバー」のアカウント取得が必要となり、事前に利用登録が必要です。

当該アカウント取得にはお時間を要しますので、お早めに登録をお願いいたします。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【家入】